高病原性鳥インフルエンザ死亡野鳥等調査　検査基準

令和７年10月23日現在

発生状況と対応レベル		検査優先種１	検査優先種２	検査優先種３	その他の種
早期警戒期間 （９月～１０月）		1羽以上	1羽以上	3羽以上	5羽以上
対応 レベル1	通常時	1羽以上	3羽以上	5羽以上	5羽以上
対応 レベル2	国内単一箇所発生時 （近隣国発生時）	1羽以上	2羽以上	5羽以上	5羽以上
	野鳥監視重点区域	1羽以上	1羽以上	3羽以上	3羽以上
対応 レベル3	**国内複数箇所発生時 （近隣国発生時）**	**1羽以上**	**1羽以上**	**3羽以上**	**5羽以上**
	野鳥監視重点区域	1羽以上	1羽以上	3羽以上	3羽以上
鳥種		(ｶﾓ目ｶﾓ科） シジュウカラガン マガン ヒシクイ コブハクチョウ コクチョウ オオハクチョウ コハクチョウ オシドリ ヒドリガモ キンクロハジロ (ｶｲﾂﾌﾞﾘ目ｶｲﾂﾌﾞﾘ科） カイツブリ カンムリカイツブリ (ﾂﾙ目ﾂﾙ科） ナベヅル マナヅル (ﾁﾄﾞﾘ目ｶﾓﾒ科） ユリカモメ (ﾀｶ目ﾀｶ科） オジロワシ オオタカ ノスリ (ﾊﾔﾌﾞｻ目ﾊﾔﾌﾞｻ科） ハヤブサ ※重度の神経症状が観察された水鳥類	(ｶﾓ目ｶﾓ科） マガモ オナガガモ トモエガモ ホシハジロ スズガモ (ﾀｶ目ﾀｶ科） オオワシ クマタカ (ﾌｸﾛｳ目ﾌｸﾛｳ科） フクロウ	(ｺｳﾉﾄﾘ目ｺｳﾉﾄﾘ科） コウノトリ (ｶﾂｵﾄﾞﾘ目ｳ科） カワウ (ﾍﾟﾘｶﾝ目ｻｷﾞ科） アオサギ (ﾍﾟﾘｶﾝ目ﾄｷ科） クロツラヘラサギ (ﾂﾙ目ｸｲﾅ科） オオバン (ｽｽﾞﾒ目ｶﾗｽ科） ハシボソガラス ハシブトガラス (ﾀｶ目ﾐｻｺﾞ科） ミサゴ ＊以下は、検査優先種１，２以外全種 (ﾂﾙ目ﾂﾙ科） タンチョウ等 (ｶﾓ目ｶﾓ科） カルガモ コガモ等 (ｶｲﾂﾌﾞﾘ目ｶｲﾂﾌﾞﾘ科） ハジロカイツブリ等 (ﾁﾄﾞﾘ目ｶﾓﾒ科） セグロカモメ ウミネコ等 (ﾀｶ目ﾀｶ科） トビ等 (ﾌｸﾛｳ目ﾌｸﾛｳ科） コミミズク等 (ﾊﾔﾌﾞｻ目ﾊﾔﾌﾞｻ科） チョウゲンボウ等	検査優先種１～３以外の鳥種すべて

・対応レベルは、高病原性鳥インフルエンザの発生状況に応じて、環境省が設定。

・環境省は、高病原性鳥インフルエンザの感染が見込まれた段階で発生地周辺（半径10km以内を基本）を野鳥監視重点区域に指定する。県では、区域内の野鳥の監視を強化。

※基準に該当しないもの、また、基準に該当していても次の場合は検査を行いません。
素手で触らず、ビニール袋に入れて、各自治体の区分に従ってごみとして処分してください。

・死因が明らかに外傷である場合（ガラスへの衝突、動物に襲われた等）
・死後日数が経過して明らかに腐敗・変質している場合